

報告第14号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告する。

専決処分第8号

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年9月27日

幕別町長 岡田 和夫

損害賠償の額の決定及び和解について

幕別町は、次により損害を賠償し、和解するものとする。

1 理由

平成24年7月29日午後3時頃、幕別町字千住179番地1、スマイルパーク東側駐車場において、百年記念ホールの催し物に参加するため駐車していた車に、隣接して植えられていたポプラの木の枝が落下し、天井、フロントガラス、ボンネット部分に損傷を与える事故が発生したことから、これに対する物的損害額を相手方に賠償し、和解するものである。

2 損害賠償額 374,703円

3 損害賠償及び和解の相手方
帯広市在住の女性

4 損害賠償及び和解の内容

損害賠償として相手方に支払う額は、車両修復費及び代車費用とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないものとする。